

町社協運営助成金交付要項

1 目的

この要項は、地域福祉活動助成事業実施要綱に基づき、住民にとって身近な生活圏である自治会（町）単位で、住民同士による交流・見守り・支え合い活動を実践する組織である町社協に対し、前橋市社会福祉協議会（以下、「市社協」という）が、継続的に活動が運営できるように支援を行うことを目的とする。

2 財源

地域歳末たすけあい募金及び前橋市補助金を財源とし、予算の範囲内で町社協の運営費を補助する。

3 助成要件

町社協設立届出書を市社協会長あてに提出していることとする。

4 助成金額

（1）運営費

事業を実施する前年度の地域歳末たすけあい募金の戸別募金総額に対し、各自治会の募金額の比率を算出し、予算額に各自治会の募金比率を乗じた金額を助成する。なお、助成金額については、100円未満は切り捨てるものとする。

（2）設立助成金

町社協を設立・運営する事業費として、設立した各町社協に対して、1回限り交付する。なお、財源については、群馬県共同募金会の市社協への再配分財源を活用する。

算出方法については、次に掲げるとおりとし、均等割りと世帯割りの金額を合算した額を交付する。

①均等割り：1自治会あたり50,000円とする。

②世帯割り：1世帯あたり120円とし、各自治会の世帯数を乗じた金額とする。

（3）高齢者ふれあい・いきいきサロン（以下、「高齢者サロン」という）助成金

高齢者サロンを開催している自治会の町社協には、1サロンあたり15,000円を加算する。

2 高齢者サロンの助成要件は、別に定める、サロン・見守り活動助成金交付要項に記載のとおりとする。

5 助成金の使途

町社協の運営並びに活動に必要な経費に限定する。

(1) 町社協の活動として対象となる活動は次に掲げるとおりとする。

- ① 交流活動 ふれあい・いきいきサロン等
- ② 見守り活動 見守り会議、見守りマップ及び連絡経路作成等
- ③ 支え合い活動 生活上の困りごとを支援する活動等
- ④ 各種団体が実施する地域福祉活動を支援する活動
- ⑤ その他、地域福祉を推進する活動

(2) 助成金の使途として対象となる経費は次に掲げるとおりとする。

- ① 消耗品費 活動における材料代、事務用品代等
- ② 飲食費 会議にかかるお茶代、サロンの茶菓子代、訪問時の手土産代等
- ③ 通信運搬費 携帯電話利用料、切手代、郵送代等
- ④ 印刷製本費 資料・広報等の印刷費、コピー代等
- ⑤ 賃借料 施設使用料、パソコンリース料等
- ⑥ 車両費 ガソリン代
- ⑦ 水道光熱費 事務所等の電気、ガス、水道代等
- ⑧ 研修会費 講師謝礼金、活動者への謝礼金等
- ⑨ 保険料 ボランティア活動保険料、その他活動にかかる保険料等
- ⑩ 備品費 デジカメ、その他活動に必要な備品等
- ⑪ その他 各種団体への助成金等

(3) 助成金の使途として対象外となる経費は次に掲げるとおりとする。

- ① 福祉活動以外の経費
- ② 飲酒をともなう会食費
- ③ 慰安旅行などの経費

6 助成申請手続き

助成金の交付を受ける場合は、別紙様式第1号、第2号に所定事項を記入し、市社協会長に申請するものとする。

2 設立助成金の申請手続きについては、町社協設立届出書の提出をもって完了したとする。

7 助成の決定及び交付

市社協会長は、助成金交付申請書を受理したときは、その事業内容を確認の上、助成金額を決定し、助成金交付決定を通知するものとする。

8 実績報告

当該年度の事業が完了した後、次年度の助成金交付申請書の提出と合わせて、事業報告書及び決算書を揃えて市社協会長に報告するものとする。

9 助成金の返還

当該年度に助成金の交付を受けた町社協で、助成金に残金が生じた場合にも、市社協会長は返還を求めないものとする。

10 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は市社協会長が別に定める。

附 則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。